

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第55号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第38条及び第39条を次のように改める。

第38条 削除

第40条を第39条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第40条 課長等は、法第231条の2第6項の規定に基づき、指定代理納付者（同項に規定する指定代理納付者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、会計管理者に合議のうえ必要な決裁を受けなければならない。

2 市長は、指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更し、又は指定を廃止する場合も、同様とする。

(1) 指定代理納付者の名称及び指定した日

(2) 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

第42条に次の1項を加える。

3 納入義務者が指定代理納付者にその歳入を納付させることを申し出る場合には、別に定める方法によることとし、前2項の規定は適用しない。

別表第1 総務部の項の前に次のように加える。

政策部	課長	寄附金の収納事務
-----	----	----------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第40条第2項の規定は、この規則の施行後に同条第1項に規定する指定代理納付者を指定する場合について適用する。